

昨年度(第75回)受賞作(学校、学年は受賞時のもの)

●ポスターの部



水野梨々唯さん (神田一橋中学校1年)

●標語の部

いい未来 切り拓くのは 自分たち
池島駿さん(麹町小学校5年)

認め合い 更生への道 明るく照らす
中屋結楓さん(神田一橋中学校2年)

差しだす手 一瞬の勇氣に 救われる
佐々木純葉さん(桜蔭中学校3年)



三浦友帆里さん (麹町小学校5年)



第76回「社会を明るくする運動」 標語・ポスターを募集します

対象 区内在住・在学の小・中学生
募集作品 標語・ポスターともに、日常の家庭生活、学校生活の中で「犯罪や非行のない明るい社会づくり」に関連する内容
・標語 A4縦二つ折り程度の大きさの紙に、本人自筆で縦書き

応募方法 標語は6月25日(木)必着、ポスターは7月2日(木)必着。標語は表面に、ポスターは裏面に、学校名、学年、氏名(ふりがな)を記入し、郵送または直接問合せ先へ
※区立小・中・中等教育学校前期課程)の方は、学校で取りまとめ

問合せ 福祉総務課厚生係 区役所3階
☎03-5211-4211
〒102-8688
九段南1-2-1

脱炭素経営支援助成
脱炭素経営に向けたコンサル
タント相談にかかる費用の一部
を助成します。

助成金額 助成対象経費の2分
の1(上限50万円)

助成対象 脱炭素経営に関する
診断・助言や二酸化
炭素排出量の算
出に関する相談



脱炭素アドバイザー資格試験
受験料補助
中小企業者などが自社の温室
効果ガスを削減する取り組みを
支援するため、環境省が認定す
る脱炭素アドバイザー資格試験
受験料の一部を補助します。

補助金額 資格
試験受験料の4
分の3



対象 区内中小企業者など
問合せ 環境政策課ゼロカーボ
ン推進担当(区役所5階)
☎03-5211-4255
その他
必要書類
や申込要
件などは
HP参照



2026

6

5

区政インフォメーション

City Information

当てはまる方は
ご確認ください

国民年金・国民健康保険

付加保険料の納付で受給する年金額を増やせます

国民年金第1号被保険者または任意加入被保険者(65歳以上の方を除く)は、国民年金の定額保険料(1万7,920円)に付加保険料を上乗せして納めると、受給する年金額を増やせます。

付加保険料の月額 400円

受けられる付加年金の年額 200円×付加保険料を納付した月数
※付加年金は定額。物価スライド(増額、減額)なし

上乗せされる年金額の例(2年間(9,600円)納付した場合)

200円×24月=4,800円(年額/2年で元がとれる計算)

注意点

- ・申し出をした月からの開始となり、さかのぼっての加入は不可
- ・国民年金保険料を納めていない月は、付加保険料の納付不可(産前産後期間の免除を除く)
- ・第3号被保険者や、免除・猶予制度を受けている方、国民年金基金の加入者などは納付不可

申請方法 保険年金課国民年金係(区役所2階) ※マイナポータルから手続きも可。詳しくは、日本年金機構のHPで確認を

問合せ 保険年金課国民年金係 ☎03-5211-4202



年金受給者が亡くなったときは
未支給年金の請求を

年金は亡くなった日の属する月まで支払われます。受給者が亡くなって、未支給の年金がある場合は「未支給(年金・保険給付)請求書」を提出してください。また、受給資格を満たし手続きをすれば年金を受けられる人が、手続きをしないで死亡した場合は、遺族が年金請求と未支給請求を同時に行い、未支給年金を受けることとなります。

請求できる遺族の範囲 年金受給者の死亡当時の生計が同じ配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、それ以外の3親等内の親族(おい、めい、おじ、おば、子の配偶者など)

提出先 請求する遺族の住所を管轄する年金事務所

問合せ 千代田年金事務所 ☎03-3265-4381

令和8年度国民健康保険料決定通知書と
納付書を送ります

令和8年度の国民健康保険料決定通知書と納付書(1年間分)を6月16日(火)に送ります。現在、国民健康保険の資格が無い方でも、4月・5月に加入していた場合は、その月の保険料を納める必要があります。保険料の計算方法、納付方法は、決定通知書に同封している「国保だより」をご覧ください。

問合せ 保険年金課国民健康保険係 ☎03-5211-4204

■保険料の軽減措置

所得が一定基準以下の世帯は、保険料の均等割額が軽減されます(軽減を受けるには、所得の申告(確定申告など)が必要)。解雇・雇止めなど非自発的失業者が国民健康保険に加入した場合、申請により保険料が軽減されます。